

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

內閣提出法律案（二二件）

番号	件名	議院	議院	議院	議院
国会	法律案	提出日	付託会	委員会	審議会
108 31 国会	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案	(衆) 大、二、三	院議先 月 日	付委員会 議員決会 議本會 決議	參議院 參議院 參議院
"	"	大、二、三	付委員会 議員決会 議本會 決議	衆議院 衆議院 衆議院	衆議院 衆議院 衆議院
二、三	八、三 繼 統 審 查	大、二、三 一 續 統 審 查	付委員会 議員決会 議本會 決議	參議院 參議院 參議院	參議院 參議院 參議院
七、六	八、七 修 正	大、二、三 一 可 決	付委員会 議員決会 議本會 決議	衆議院 衆議院 衆議院	衆議院 衆議院 衆議院
修 正	八、六	大、二、三 一 可 決	付委員会 議員決会 議本會 決議	參議院 參議院 參議院	參議院 參議院 參議院
		百八回国会 衆 百九回国会 大、二、三 衆本會議題旨説明 参本會議題旨説明 八、三	備考		

(衆)は提出時の先議院

番号	件名	提出者	予備送	本院へ提	参議院	衆議院	備考
11	被抑留者等に対する特別給付金の支給に関する法律案	(月 日) 角屋堅次郎君 (大正八、九、一〇)	付月日 大正九、九、四	出月日 大正九、九、一〇	付委員会 (予)	議委員決会 可大正九、九、八 決	付委員会 可大正九、九、八 決
9	台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律案	内閣委員長 (九、一〇)	付月日 大正九、九、四	出月日 大正九、九、一〇	付委員会 (予)	議委員決会 可大正九、九、八 決	付委員会 可大正九、九、一〇 決
					未了		

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律
律案（衆第一一号）

要目

本案の内容は次のとおりである。

一、この法律の趣旨

この法律は、人道的精神に基づき、台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に關し必要な事項を定めるものとすること。

二、弔慰金または見舞金

〔一〕 政府は、台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であつた戦没者等の遺族または台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であつた戦傷病者で著しく重度の障害の状態にあるものもしくはその遺族に対する弔慰金または見舞金を支給するため、昭和六十三年度からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとすること。

〔二〕 丁の適用に關し必要な事項は、政令で定めるものとすること。

〔三〕 〔一〕丁により講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、

台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて

一丁の弔慰金または見舞金を支給するものとすること。
四、弔慰金及び見舞金の支給に関する取り決め

日本赤十字社は、〔三〕に規定する機関と「丁の弔慰金及び見舞金の支給に関する取り決めを締結するものとする」と。

五、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとすること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院内閣委員長提出によるものであります。その内容は、人道的精神に基づき、台湾住民である日本の旧軍人もしくは旧軍属であつた戦没者等の遺族及び戦傷病者で著しく重度の障害の状態にある者に対する弔慰金または見舞金を支給するため、昭和六十二年度からできるだけ速やかに必要な財政上の措置を講ずるものとすること。
丁の適用に關し必要な事項は、政令で定めるものとすること。
〔三〕 〔一〕丁により講ぜられた措置に基づき、日本赤十字社は、台湾にある救護及び社会奉仕を業務とする機関を通じて弔慰金または見舞金を支給するものとすることとあります。

委員会におきましては、質疑、討論もなく採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本委員会におきましては、本法律案を可決すべきものと決定した後、各派共同提案になる次の決議を行いました。

台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する決議

政府は、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」が制定された場合、同法の実施に当たつては、千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明及び千九百七十八年八月十二日に北京で署名された日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約にある諸原則を遵守し、精神を尊重すべきである。特に同共同声明第二項（日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認する。）及び第三項（中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持

する。）において表明された日本国政府の立場を堅持すべきである。

右決議する。

以上、申し添えます。